

意見交換会質疑応答 2019年8月1日（会場：有脇公民館）	
質問1	刈草・剪定枝の資源化について、クリーンセンターへの持ち込みは有料か。その場合、袋に入れる必要があるか。
質問1への回答	刈草・剪定枝のクリーンセンターへの持ち込みの場合の手数料は無料です。搬入いただく際は、指定袋に入れる必要もありません。
質問2	刈草・剪定枝の資源化について、持ち込む際に太さや長さなどのルールはあるのか。
質問2への回答	土や泥は落としてください。太いものや長いものは切っていただく必要がありますが、詳細は市報等でお知らせします。
質問3	今まで出た質問や、よくある質問がまとめてあると質問が被ることがないのでは。
質問3への回答	時間の都合上まとめることができなくて申し訳ありません。なお、同じ質問でもお答えいたしますので、ご意見をよろしくお願ひします。
質問4	刈草・剪定枝の資源化について、持ち込みだけが対象か。今までごみステーションに出していた集合住宅の草刈りごみはどうなるか。
質問4への回答	刈草・剪定枝は、クリーンセンターに持ち込まれたものが資源化の対象となります。ごみステーションに出された場合は、燃やせるごみとして収集しますので、黄色の指定ごみ袋に入れていただくことになります。市営住宅の草刈りについては、別途協議させていただきます。
質問5	ごみの有料化により、袋の値段が倍以上になり市民への負担が大きくなるがどのように考えているか。
質問5への回答	これまではごみ処理費用の大部分を税金で賄っていたため、ごみを多く出す人も少なく出す人も負担の大きさを実感することはありませんでしたが、手数料として徴収することで、ごみを多く出す人の負担は大きく、ごみ減量に努力した人の負担は小さくなり、負担の公平性が図られます。また手数料収入により、これまでごみ処理費用に充てていた税金をその他の市民サービスの向上に充てることができるため、市民の皆様へ還元できると考えております。
質問6	ごみ量について、国や市町の基準はどこを中心として算出しているのか。地区によりごみの量・種類が異なるのに袋の値上げが同じなのはおかしいのではないか。
質問6への回答	国も半田市も市全体の平均で算出しています。そのため、有料化による手数料改定も半田市全体で同じとなります。
質問7	事業系ごみはどのように扱っているのか。
質問7への回答	事業系ごみは現在 10 kgにつき 150 円の手数料をいただいております。家庭系ごみの有料化にあわせて見直しを行う予定です。また、今年度は事業者向けのごみ出し冊子を発行し、適正なごみ処理とごみ減量について啓発してまいります。
質問8	食品トレイを扱っている業者や小売店に市から指導はしないのか。
質問8への回答	半田市から指導はしておりません。ただし、多くのスーパー等ではすでに食品トレイ等の資源化のために店頭回収を実施していただいております。市としては、スーパーや民間の拠点回収の情報をごみ出し冊子で案内することで、PRしていきます。

質問 9	広域化する理由を教えてください。
質問 9 への回答	新しいごみ処理施設を建設することにより、ダイオキシン対策などの高度な環境保全対策ができます。また、ごみ処理を広域化することにより、新たなごみ処理施設の建設費や維持費を抑えるとともに、各自治体のごみ処理に係る費用を減少させることができます。これらの理由により、知多南部ブロックの 2 市 3 町はごみ処理施設を広域化することに合意しました。
質問 10	現在半田市のごみ処理経費は年間約 10 億円だが、広域化後はいくらになるか。また、現在の合併する市町村のごみ処理経費はいくらか。
質問 10 への回答	半田市の年間のごみ処理経費は約 10 億円です。なお、広域化後に半田市が負担するごみ処理経費は年間約 4 億円になる見込みです。半田市以外の市町のごみ処理経費については把握しておりません。